

○大分県環境影響評価条例

平成十一年三月十六日

大分県条例第十一号

大分県環境影響評価条例をここに公布する。

大分県環境影響評価条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
 - 第二章 技術的事項に係る指針(第四条)
 - 第三章 第一種対象事業に係る環境影響評価その他の手続
 - 第一節 配慮書の作成等(第四条の二—第四条の七)
 - 第二節 環境影響評価実施計画書の作成等(第五条—第十条)
 - 第三節 環境影響評価の実施等(第十一条・第十二条)
 - 第四節 環境影響評価準備書(第十三条—第二十条)
 - 第五節 環境影響評価書(第二十一条—第二十四条)
 - 第四章 第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続(第二十五条)
 - 第五章 対象事業の内容の変更等(第二十六条—第二十八条)
 - 第六章 環境影響評価書の公告及び縦覧後の手続等(第二十九条—第三十七条)
 - 第七章 申出により環境影響評価その他の手続を実施する事業(第三十八条)
 - 第八章 環境影響評価その他の手続の特例等
 - 第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等(第三十九条—第四十三条)
 - 第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第四十四条・第四十五条)
 - 第三節 その他(第四十六条・第四十七条)
 - 第九章 大分県環境影響評価技術審査会(第四十八条・第四十九条)
 - 第十章 雑則(第五十条—第五十六条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- 一 環境影響評価事業 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- 二 第一種対象事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する第二種事業及び同条第四項に規定する対象事業(次号において「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。
- 三 第二種対象事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であつて、環境影響の程度が第一種対象事業に準ずる程度に著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(法対象事業等を除く。)をいう。
- 四 対象事業 第一種対象事業又は第二種対象事業をいう。
- 五 事業者 対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう(次条を除く。)

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 技術的事項に係る指針

第四条 知事は、大分県環境基本条例(平成十一年大分県条例第三十二号)第八条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的事項に係る指針を定めるものとする。

2 前項の指針は、次に掲げるものとする。

- 一 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業の実施が想定される区域にお

ける当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針(以下「計画段階配慮事項等選定指針」という。)

二 計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針(以下「意見聴取措置指針」という。)

三 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針(以下「項目等選定指針」という。)

四 環境の保全のための措置に関する指針(以下「環境保全措置指針」という。)

3 知事は、前項各号に掲げる指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、大分県環境影響評価技術審査会(次章、第四章及び第六章において「技術審査会」という。)の意見を聴くものとする。

4 知事は、第二項各号に掲げる指針を定め、又は改定したときは、これを告示するものとする。

(平成一一条例三二・平二五条例一三・一部改正)

第三章 第一種対象事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 配慮書の作成等

(平二五条例一三・追加)

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、計画段階配慮事項等選定指針に基づき、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

(平二五条例一三・追加)

(配慮書の作成)

第四条の三 第一種対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

一 第一種対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地)

二 第一種対象事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他規則で定める事項

- 2 相互に関連する二以上の第一種対象事業を実施しようとする場合は、当該第一種対象事業を実施しようとする者は、これらの第一種対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(平二五条例一三・追加)

(配慮書の提出等)

第四条の四 第一種対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事及び当該配慮書に関係すると認められる地域を管轄する市町村長に対し、これを提出するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(平二五条例一三・追加)

(配慮書についての知事等の意見)

第四条の五 知事は、前条の規定による提出を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

- 2 知事は、前条の規定による提出を受けたときは、期間を指定して、配慮書について同条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定により意見を述べる場合においては、技術審査会の意見を聴くとともに、前項に規定する市町村長の意見があるときは、これを勘案するものとする。

(平二五条例一三・追加)

(配慮書についての意見の聴取)

第四条の六 第一種対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、意見聴取措置指針に基づき、配慮書の案又は配慮書について意見を求めるように努めなければならない。

(平二五条例一三・追加)

(第一種対象事業の廃止等)

第四条の七 第一種対象事業を実施しようとする者は、第四条の四の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事及び第四条の四に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

- 一 第一種対象事業を実施しないこととしたとき。
- 二 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が

第一種対象事業に該当しないこととなったとき。

三 第一種対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第二号の場合において、当該修正後の事業が第二種対象事業に該当するときは、当該修正前の事業についてなされた第一種対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討その他の手続については、第二種対象事業についてなされた計画段階配慮事項についての検討その他の手続とみなす。

3 第一項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(平二五条例一三・追加)

第二節 環境影響評価実施計画書の作成等

(平二五条例一三・旧第一節繰下)

(環境影響評価実施計画書の作成)

第五条 事業者(第一種対象事業を実施する者に限る。この章において同じ。)は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、規則で定めるところにより、第一種対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、項目等選定指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書(以下「第一種対象事業実施計画書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地。以下同じ。)

二 第一種対象事業の目的及び内容

三 第一種対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第四条の五第一項の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

七 第一種対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、第一種対象事業に係る環境影響評価の項目)

八 その他規則で定める事項

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価実施計画書の提出等)

第六条 事業者は、第一種対象事業実施計画書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類(次項及び次条において「実施計画書等」という。)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により実施計画書等の提出があったときは、第一種対象事業の実施に係る許可、認可、免許、承認、届出の受理その他これに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う者に対し、その旨を通知するものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価実施計画書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、実施計画書等を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種対象事業実施計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、実施計画書等を前条第一項の地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により公告を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事及び前条第一項の地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する縦覧期間内に、第六条第一項の地域内において、第一種対象事業実施計画書の記載事項を周知させるための説明会(以下「実施計画書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に実施計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、前項の規定により実施計画書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを知事及び第六条第一項の地域を管轄する市町村長に通知するとともに、当該実施計画書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、実施計画書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした実施計画書説明会を開催することができない場合には、当該実施計画書説明会を開催することを要しない。

- 5 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の規定により実施計画書説明会を開催した場合においては、その実施状況を知事及び第六条第一項の地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、実施計画書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二五条例一三・追加)

(環境影響評価実施計画書についての意見書の提出)

第八条 第一種対象事業実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条第一項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価実施計画書についての意見の概要等の提出)

第九条 事業者は、前条第一項に規定する期間を経過した後、知事及び第六条第一項の地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(同項の意見書の提出がなかった場合においては、その旨を記載した書面)を提出しなければならない。

(環境影響評価実施計画書についての知事等の意見)

第十条 知事は、前条の規定による書類等の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第一種対象事業実施計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるとともに、当該書面の写しを第六条第一項の地域を管轄する市町村長に送付するものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、技術審査会の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、前条の規定による書類等の提出を受けたときは、期間を指定して、第一種対象事業実施計画書について同条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 知事は、第一項の規定により意見を述べる場合において、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条に規定する書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

(平二五条例一三・旧第二節繰下)

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項前段に規定する意見を勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第七号に掲げる事項に検討を加え、項目等選定指針に基づき、第一種対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法並びに環境保全措置指針に基づき、第一種対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四節 環境影響評価準備書

(平二五条例一三・旧第三節線下)

(環境影響評価準備書の作成)

第十三条 事業者は、前条の規定により第一種対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「第一種対象事業準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第五条第一号から第六号までに掲げる事項
- 二 第八条第一項の意見の概要
- 三 第十条第一項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ニ 第一種対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地)
- 八 その他規則で定める事項

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価準備書等の提出)

第十四条 事業者は、第一種対象事業準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の地域(第八条第一項及び第十条第一項の知事の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み当該地域に追加すべきものとして認められる地域を含む。以下「第一種対象事業関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「第一種対象事業関係市町村長」という。)に対し、第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類を提出しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条の規定による提出を行った後、第一種対象事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種対象事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類を第一種対象事業関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による公告を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事及び第一種対象事業関係市町村長に報告しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する縦覧期間内に、第一種対象事業関係地域内において、第一種対象事業準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、第一種対象事業関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第一種対象事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、前項の規定により準備書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを知事及び第一種対象事業関係市町村長に通知するとともに、当該準備書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。

5 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の規定により準備書説明会を開催した

場合においてはその実施状況を、知事及び第一種対象事業関係市町村長に報告しなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、準備書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価準備書についての意見書の提出)

第十七条 第一種対象事業準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条第一項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境影響評価準備書についての意見の概要等の提出)

第十八条 事業者は、前条第一項に規定する期間を経過した後、知事及び第一種対象事業関係市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写し(同項の意見書の提出がなかった場合においては、その旨を記載した書面)を提出しなければならない。

(公聴会の開催等)

第十九条 知事は、前条の規定による書類等の提出を受けた場合において、第一種対象事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

- 2 知事は、前項の公聴会を開催したときは、規則で定めるところにより当該公聴会において述べられた意見を記載した書類を作成し、事業者及び第一種対象事業関係市町村長に送付するものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境影響評価準備書についての知事等の意見)

第二十条 知事は、第十八条の規定による書類等の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第一種対象事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるとともに、当該書面の写しを第一種対象事業関係市町村長に送付するものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、技術審査会の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、第十八条の規定による書類等の提出を受けたときは、期間を指定して、第一種対象事業準備書について第一種対象事業関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 知事は、第一項の規定により意見を述べる場合において、前項の規定による第一種対象事業関係市町村長の意見を勘案するとともに、第十七条第一項の意見、第十八条の事業者の見解及び第十九条第二項の意見に配慮するものとする。

第五節 環境影響評価書

(平二五条例一三・旧第四節繰下)

(環境影響評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の知事の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して第一種対象事業準備書の記載事項について検討を加え、規則で定めるところにより、環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「第一種対象事業評価書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第十三条各号に掲げる事項
- 二 第十七条第一項の意見の概要
- 三 第十九条第二項の意見の概要
- 四 前条第一項の知事の意見
- 五 前三号の意見についての事業者の見解
- 六 第一種対象事業準備書の内容を変更する場合にあつては、その内容及び理由

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価書等の提出)

第二十二条 事業者は、第一種対象事業評価書を作成したときは、速やかに、知事及び第一種対象事業関係市町村長に対し、第一種対象事業評価書及びこれを要約した書類を提出しなければならない。

(環境影響評価書についての公告及び縦覧)

第二十三条 事業者は、前条の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、第一種対象事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第一種対象事業評価書及びこれを要約した書類を第一種対象事業関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により公告を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事及び第一種対象事業関係市町村長に報告しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(許認可等に当たっての配慮)

第二十四条 知事は、第一種対象事業評価書の対象となった事業の実施に係る許認可等を行う場合には、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、当該第一種対象事業評価書の記載事項について配慮するものとする。

2 知事は、第一種対象事業評価書の事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合には、当該許認可等を行う者に第一種対象事業評価書を送付するとともに、許認可等に際し、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、当該第一種対象事業評価書の記載事項について配慮するよう要請するものとする。

第四章 第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続

第二十五条 第二種対象事業を実施する事業者は、第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 第五条(同条第四号から第六号まで及び第八号を除く。)、第六条、第十条から第十四条まで(第十三条第二号を除く。)及び第二十条から前条まで(第二十一条第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第五条各号列記以外の部分中「第一種対象事業を」とあるのは「第二種対象事業を」と、「この章」とあるのは「第四章」と、「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、規則で定めるところにより、第一種対象事業」とあるのは「規則で定めるところにより、第二種対象事業」と、「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二号、第三号及び第七号の規定中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第六条第一項中「第一種対象事業実施計画書を」とあるのは「第二種対象事業実施計画書を」と、「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類(次項及び次条において「実施計画書等」という。)」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二項中「実施計画書等」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十条第一項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第六条第一項」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第六条第一項」と、同条第二項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「同条に規定する」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第六条第一項の地域を管轄する」と、同条第三項中「勘案するとともに、前条に規定する書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮する」とあるのは「勘案する」と、第十一条中「勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して」とあるのは「勘案して第二十五条第二項において準用する」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十二条中「第一種対象事業」とあ

るのは「第二種対象事業」と、第十三条各号列記以外の部分中「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、同条第一号中「第五条第一号から第六号」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第五条第一号から第三号」と、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第十条第一項」と、同条第四号中「前二号」とあるのは「前号」と、同条第六号ニ中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十四条中「第一種対象事業準備書」とあり、及び「第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第六条第一項の地域(第八条第一項及び第十条第一項の知事の意見並びに)」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第六条第一項の地域(第二十五条第二項において準用する第十条第一項の知事の意見及び第二十五条第二項において準用する)」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十条第一項中「第十八条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、同条第二項中「第十八条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、同条第三項中「第一種対象事業関係市町村長の意見を勘案するとともに、第十七条第一項の意見、第十八条の事業者の見解及び第十九条第二項の意見に配慮するものとする」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長の意見を勘案するものとする」と、第二十一条各号列記以外の部分中「勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して第一種対象事業準備書」とあるのは「勘案して第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、同条第一号中「第十三条各号」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第十三条各号」と、同条第五号中「前三号」とあるのは「前号」と、同条第六号中「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、第二十二条中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十三条第一項中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、同条第二項中「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十四条中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と読み替えるものとする。

- 3 第三章第一節(第四条の六の規定を除く。)、第五条、第六条、第十条から第十四条まで(第十三条第二号を除く。)及び第二十条から前条まで(第二十一条第二号及び第三号を除く。)の規定は、第二種対象事業を実施しようとする者で、規則で定めるところにより、配慮書の作成等の手続の実施を知事に申し出たものに係る当該手続について準用する。

この場合において、第四条の二及び第四条の三第一項中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、同条第二項中「第一種対象事業」とあるのは「対象事業」と、第四条の四中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、「提出するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければ」とあるのは「提出しなければ」と、第四条の五第一項、第四条の七の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、「第四条の四の規定による公表」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第四条の四の規定による提出」と、「第七条の規定による公告」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第六条第一項の規定による提出」と、「通知するとともに、その旨を公表しなければ」とあるのは「通知しなければ」と、同項第一号から第三号までの規定中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、同条第二項中「第二種対象事業に該当する」とあるのは「第一種対象事業に該当する」と、「第一種対象事業に係る」とあるのは「第二種対象事業に係る」と、「第二種対象事業について」とあるのは「第一種対象事業について」と、「みなす」とあるのは「みなす。この場合において、当該修正後の事業を実施しようとする者は、速やかに、規則で定めるところにより、配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない」と、同条第三項中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第五条各号列記以外の部分中「第一種対象事業を」とあるのは「第二種対象事業を」と、「この章」とあるのは「第四章」と、「第四条の五第一項前段」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第四条の五第一項」と、「第四条の二」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第四条の二」と、「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二号及び第三号中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、同条第四号中「第四条の三第一項第四号」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第四条の三第一項第四号」と、同条第五号中「第四条の五第一項」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第四条の五第一項」と、同条第七号中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第六条第一項中「第一種対象事業実施計画書を」とあるのは「第二種対象事業実施計画書を」と、「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類(次項及び次条において「実施計画書等」という。）」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二項中「実施計画書等」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十条第一項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第六条第一項」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第六条第一項」と、同条第二項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「同条」とあるのは「前項」と、同条第三項中「勘案するとともに、前条に規定する書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮する」

とあるのは「勘案する」と、第十一条中「勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して」とあるのは「勘案して第二十五条第三項において準用する」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十二条中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十三条各号列記以外の部分中「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、同条第一号中「第五条第一号」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第五条第一号」と、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第十条第一項」と、同条第四号中「前二号」とあるのは「前号」と、同条第六号ニ中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十四条中「第一種対象事業準備書を」とあるのは「第二種対象事業準備書を」と、「第六条第一項の地域(第八条第一項及び第十条第一項の知事の意見並びに」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第六条第一項の地域(第二十五条第三項において準用する第十条第一項の知事の意見及び第二十五条第三項において準用する」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、「第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、第二十条第一項中「第十八条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、同条第二項中「第十八条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、同条第三項中「第一種対象事業関係市町村長の意見を勘案するとともに、第十七条第一項の意見、第十八条の事業者の見解及び第十九条第二項の意見に配意する」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長の意見を勘案する」と、第二十一条各号列記以外の部分中「勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配意して第一種対象事業準備書」とあるのは「勘案して第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、同条第一号中「第十三条各号」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第十三条各号」と、同条第五号中「前三号」とあるのは「前号」と、同条第六号中「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、第二十二条中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十三条第一項中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、同条第二項中「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十四条中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と読み替えるものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

第五章 対象事業の内容の変更等

(事業者の氏名等の変更)

第二十六条 事業者は、第六条第一項の規定による第一種対象事業実施計画書又は第二十五条第二項又は第三項において準用する第六条第一項の規定による第二種対象事業実施計画書の提出を行ってから第三十四条の規定による工事の完了の届出を行うまでの間(以下この章において「工事完了の届出を行うまでの間」という。)に第五条第一号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、第一種対象事業関係市町村長又は第二種対象事業関係市町村長(以下「関係市町村長」という。)に書面により通知しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十七条 事業者は、工事完了の届出を行うまでの間に第五条第二号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が第一種対象事業に該当するときは第三章(第一節を除く。)、この章及び次章の、当該変更後の事業が第二種対象事業に該当するときは前章から次章までの規定によるそれぞれの環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、事業者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、同項に規定する環境影響評価その他の手続を行うようになった旨を知事に届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。
- 3 事業者は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなったとき(同項の規定による第五条第二号に掲げる事項の変更の前後の事業がいずれも第二種対象事業であるときを除く。)は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 4 第一種対象事業に係る工事完了の届出を行うまでの間における第五条第二号に掲げる事項の変更であって、当該変更が第一項ただし書の規定に該当し、かつ、当該変更後の事業が第二種対象事業に該当する場合には、当該変更前の事業についてなされた第一種対象事業に係る環境影響評価その他の手続については、第二種対象事業についてなされた環境影響評価その他の手続とみなすものとする。
- 5 前項の場合において、事業者は、規則で定めるところにより、同項に規定する場合に該当することとなった旨を知事に届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知し、併せてその旨を公告しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(対象事業の廃止等)

第二十八条 事業者は、工事完了の届出を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事に届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第二号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項の規定による届出に係る事業が第一種対象事業である場合には、事業者は、規則で定めるところにより、同項各号のいずれかに該当することとなった旨を公告しなければならない。

3 第一項第三号の場合において、同項の規定による届出までに当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

(平二五条例一三・一部改正)

第六章 環境影響評価書の公告及び縦覧後の手続等

(対象事業の着手の制限)

第二十九条 事業者は、第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の公告を行うまでは、対象事業(第二十七条第一項の規定による変更があった場合において当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業)に係る工事に着手してはならない。

2 前項の規定は、第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の公告を行った後に第五条第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第二十七条第一項ただし書の規定に該当する事業を実施しようとする者を除く。)について準用する。この場合において、前項中「公告」とあるのは「公告(第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告を行い、かつ、第二十七条第一項本文の規定による環境影響評価その他の手続を経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(環境影響評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十条 事業者は、第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の公告を行ってから第三十四条の規定による工事の完了の届出を行うまでの間に、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十三条第五号又は第六号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、第一種対象事業にあつては、更に第五条から第二十四条まで又は第十一条から第二十四条までの、第二種対象事業にあつては、更に第二十五条第二項又は第三項において準用する第五条から第二十四条まで又は第十一条から第二十四条までのそれぞれの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。
- 3 事業者は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたとき(当該手続を行うこととなった事業が第一種対象事業であるときに限る。)は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 4 第二十六条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、前条第一項中「公告」とあるのは「公告(次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(長期間未着手の場合の環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十一条 知事は、事業者が第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日から起算して五年を経過した日以後において対象事業の工事に着手する場合において、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の環境の状況の著しい変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十三条第五号又は第六号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について変更が行われる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、第一種対象事業にあつては、更に第五条から第二十四条まで又は第十一条から第二十四条までの、第二種対象事業にあつては、更に第二十五条第二項又は第三項において準用する第五条から第二十四条まで又は第十一条から第二十四条までのそれぞれの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう指示することができる。

- 2 事業者は、前項の指示を受けた場合には、その内容に従い、環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

- 3 知事は、第一項の規定により事業者に対し環境影響評価その他の手続を行うよう指示したときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。
- 4 第二十六条から第二十九条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「公告」とあるのは「公告(第三十一条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(事業者の環境の保全の配慮)

第三十二条 事業者は、第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。

(工事の着手の届出)

第三十三条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。

(工事の完了等の届出)

第三十四条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したとき、又は当該工事を中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、関係市町村長に書面により通知しなければならない。

(事後調査等の実施)

第三十五条 事業者は、第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書に第十三条第六号ハ(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載したときは、対象事業に係る工事の着手後、環境保全措置指針に基づき、当該事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響についての調査(以下「事後調査」という。)を実施しなければならない。

- 2 事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が相当と認めた者(以下「事業者等」という。)は、規則で定めるところにより、第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書に第十三条第六号ロ(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる措置(回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。)、前項の規定により実施した事後調査の結果及びその結果に基づき実施することとした環境の保全のための措置を記載した報告書(以下「事後調査報告書」

という。)を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、第一種対象事業関係地域内又は第二種対象事業関係地域内において、当該事後調査報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定により公告したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。
- 5 知事は、第二項の規定により事後調査報告書を提出した事業者等に対し、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴き、環境の保全について必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 6 知事は、前項の規定による措置を講ずるよう求めたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(報告及び立入調査)

- 第三十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその指定する職員に、事業者等の事務所若しくは対象事業が実施されている区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業に係る環境影響を調査させることができる。
- 2 知事は、前項の報告を受け、又は検査若しくは調査をさせた場合には、その内容又は結果を検討し、環境の保全について更に適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずることを求め、その結果について報告させることができる。
 - 3 知事は、前項の規定により必要な措置を求めるに当たって、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴くことができる。
 - 4 第一項の規定により検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第三十七条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

- 一 この条例の規定に違反して環境影響評価に関する手続の全部又は一部を行わなかったとき。
- 一の二 配慮書に虚偽の記載を行い、知事又は第四条の四に規定する市町村長に提出したとき。
- 二 第一種対象事業実施計画書若しくは第二種対象事業実施計画書、第一種対象事業準

備書若しくは第二種対象事業準備書又は第一種対象事業評価書若しくは第二種対象事業評価書に虚偽の記載を行い、知事又は関係市町村長に提出したとき。

三 第二十九条第一項(第三十条第四項又は第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。

四 事後調査報告書に虚偽の記載を行い、知事又は関係市町村長に提出したとき。

五 前条第一項の規定により求められた報告をせず、若しくは当該報告に虚偽の内容があるとき又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前条第二項の規定により求められた必要な措置を講じなかったとき。

2 知事は、事業者等が前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町村長及び対象事業の実施に係る許認可等を行う知事以外の者に通知するものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

第七章 申出により環境影響評価その他の手続を実施する事業

第三十八条 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業のうち、対象事業に該当しない事業であつて、当該事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をする者をいう。)が、規則で定めるところにより、この条例の規定による環境影響評価その他の手続の実施を知事に申し出たもの(以下「準用事業」という。)については、第四章から第六章までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第二種対象事業」とあり、及び「対象事業」とあるのは「準用事業」と、「事業者」とあるのは「準用事業を実施する者(委託に係る事業にあつては、その委託をする者をいう。)」と、「第二種対象事業実施計画書」とあるのは「準用事業実施計画書」と、「第二種対象事業準備書」とあるのは「準用事業準備書」と、「第二種対象事業関係地域」とあるのは「準用事業関係地域」と、「第二種対象事業関係市町村長」とあるのは「準用事業関係市町村長」と、「第二種対象事業評価書」とあるのは「準用事業評価書」と、「事業者等」とあるのは「準用事業者等」と読み替えるものとする。

2 準用事業を実施する者が、環境影響評価その他の手続を中止しようとするときは、その旨を知事及び準用事業関係市町村長に書面により申し出なければならない。

第八章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等

(都市計画に係る対象事業に関する特例)

第三十九条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第三章、第五章及び第六章又は第四章から第六章までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、同法第十五条第一項の県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市(同法第二十二条第一項に規定する場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、九州地方整備局長)又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下「都市計画決定権者」と総称する。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業を実施しようとする者又は当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、次項及び次条から第四十三条までに定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第四条の三第二項、第四条の七第一項第三号及び第三項並びに第二十八条第一項第三号及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三章から第六章まで(第四条の三第二項、第四条の七第一項第三号及び第三項並びに第二十八条第一項第三号及び第三項を除く。)の規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平一一条例三六・平二五条例一三・一部改正)

(都市計画に係る手続との調整)

第四十条 前条第二項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項又は第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第四十一条 第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項(第

第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第二号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第二十七条第一項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。この場合における同項の規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平二五条例一三・一部改正)

(対象事業を実施しようとする者及び事業者の行う環境影響評価との調整)

- 第四十二条 第一種対象事業を実施しようとする者が第四条の四の規定による公表を行ってから第七条第一項の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る第一種対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種対象事業を実施しようとする者及び知事にその旨を通知したときは、第一種対象事業を実施しようとする者は、当該第一種対象事業実施計画書を作成していない場合にあっては当該配慮書を、当該第一種対象事業実施計画書を既に作成している場合にあっては当該第一種対象事業実施計画書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種対象事業については、第三十九条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書又は第一種対象事業実施計画書の送付を受けたときから適用する。
- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種対象事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
 - 3 第二種対象事業を実施しようとする者(配慮書を作成した者に限る。以下この項及び次項において同じ。)が第二十五条第三項において準用する第四条の四の規定による提出を行ってから第二十五条第三項において準用する第五条の規定により第二種対象事業実施計画書を作成するまでの間において、当該第二種対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第二種対象事業を実施しようとする者及び知事にその旨を通知したときは、第二種対象事業を実施しようとする者は、配慮書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第二種対象事業については、第三十九条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書の送付を受けたときから適用する。
 - 4 前項の場合において、その通知を受ける前に第二種対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第二種対象事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定

権者に対して行われたものとみなす。

- 5 第二種対象事業を実施する事業者が第二十五条第二項又は第三項において準用する第五条の規定により第二種対象事業実施計画書を作成してから第二十五条第二項又は第三項において準用する第六条第一項の規定による提出を行うまでの間において、当該第二種対象事業実施計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る第二種対象事業についての第三十九条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、第二種対象事業を実施する事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該第二種対象事業実施計画書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 6 前項の場合において、その通知を受ける前に第二種対象事業を実施する事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、第二種対象事業を実施する事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 7 事業者が第七条第一項の規定による公告を行ってから第十五条第一項の規定による公告を行うまでの間又は第二十五条第二項若しくは第三項において準用する第六条第一項の規定による提出を行ってから第二十五条第二項若しくは第三項において準用する第十四条の規定による提出を行うまでの間において、これらの公告又は提出に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、第一種対象事業実施計画書若しくは第二種対象事業実施計画書又は第一種対象事業準備書若しくは第二種対象事業準備書(この項において「準備書」という。)の提出を受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後、速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後、直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第三十九条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 8 前項の場合において、その送付を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 9 事業者が第十五条第一項の規定による公告を行ってから第二十三条第一項の規定による公告を行うまでの間又は第二十五条第二項若しくは第三項において準用する第十四条の規定による提出を行ってから第二十五条第二項若しくは第三項において準用する第二十三条第一項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告又は提出に係る対象事業等について定める都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第三章第四節及び第五節(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第三十九条第一項の規定は、適用しない。こ

の場合において、事業者は、第二十三条第一項(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書を送付しなければならない。

(平二五条例一三・一部改正)

(事業者の協力)

第四十三条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第三十九条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者のうち国及び県は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第四十四条 この節において「港湾環境影響評価」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第四十五条 港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(法第四十八条第一項の対象港湾計画を除く。以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第三項に定めるところにより、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 第三章、第五章及び第六章(第三章第一節及び第二節、第十三条第二号から第四号まで、第二十四条、第二十八条第一項第三号及び第三項並びに第三十一条から第三十四条を除く。)の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第二十一条に規定する環境影響評価書に記載されているところに

より、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

第三節 その他

(手続の併合等)

第四十六条 一又は二以上の事業者(第三十九条第一項の規定により事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行う都市計画決定権者を除く。)が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、併せて第三章又は第四章並びに第五章及び第六章の規定による手続を行うことができる。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合における経るべき環境影響評価その他の手続は、当該各号に定めるところによる。

一 当該対象事業のすべてが第二種対象事業である場合 第四章から第六章に規定する手続

二 前号以外の場合 第三章、第五章及び第六章に規定する手続

(法の手続との調整)

第四十七条 知事は、法の対象事業であったものが法第五条第一項第二号に掲げる事項の修正により法の対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業がこの条例の対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類をこの条例の定めるところに従って作成された書類とみなすことができる。

第九章 大分県環境影響評価技術審査会

(設置)

第四十八条 知事の諮問に応じ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、大分県環境影響評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)を置く。

(組織)

第四十九条 技術審査会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 技術審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

6 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 7 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、技術審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例三六・一部改正)

第十章 雑則

(法に規定する知事の意見に係る手続)

第五十条 知事は、法第三条の七第一項、法第四条第二項、法第十条第一項若しくは第五項又は法第二十条第一項若しくは第五項の規定により意見を述べようとする場合には、技術審査会の意見を聴くものとする。

- 2 第十九条の規定は、知事が法第二十条第一項又は第五項の規定による意見を述べようとする場合において準用する。この場合において、第十九条第一項中「前条の書類等」とあるのは「法第十九条の書類」と、「第一種対象事業準備書」とあるのは「法第十四条第一項に規定する環境影響評価準備書」と、同条第二項中「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「法第十五条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(国等の特例)

第五十一条 国が行う対象事業又は国が出資し特別の法律により設立された法人がその業務として行う対象事業に関する環境影響評価その他の手続については、この条例の規定にかかわらず、知事が国又は当該法人と協議して定めるものとする。

(隣接県の知事との協議)

第五十二条 事業実施想定区域とすべき区域又は第一種対象事業関係地域若しくは第二種対象事業関係地域とすべき地域に大分県の区域以外の地域が含まれているときは、当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続について、この条例の規定にかかわらず、知事が当該地域を管轄する県知事と協議するものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(市町村との関係)

第五十三条 知事は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、この条例の規定による環境影響評価その他の手続について、関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

- 2 対象事業又は対象港湾計画に関して環境影響評価その他の手続に関する条例を制定した市町村のうちで、当該条例の内容がこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして、知事が規則で定めるところにより指定する市町村であって、かつ、当該対象事業が

実施されるべき区域が規則により指定された市町村内に限られるとき又は当該対象港湾計画が当該市町村を港湾管理者とする港湾の港湾計画であるときは、この条例の規定は当該対象事業又は当該港湾計画については、適用しない。

- 3 前項の場合において、当該対象事業に係る事業実施想定区域、第四条第二項第三号の項目等選定指針に基づき環境影響評価を実施する地域及び第一種対象事業関係地域若しくは第二種対象事業関係地域に当該市町村以外の市町村(以下「隣接市町村」という。)が含まれるとき又は対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響を受ける範囲であると認められる地域に隣接市町村が含まれるときは、当該市町村の長は隣接市町村における環境影響評価その他の手続又は港湾環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議するものとする。

(平二五条例一三・一部改正)

(調査研究)

- 第五十四条 知事は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びに環境影響評価に関する情報の収集及び整理に努め、事業者及び県民に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

(適用除外)

- 第五十五条 第二章から第八章までの規定は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

- 2 第三章第一節の規定は、県の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として規則で定めるものについては、適用しない。

(平二五条例一三・一部改正)

(委任)

- 第五十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成一一年規則第五三号で平成一一年九月一五日から施行)

一 第一条、第二条(同条第二号及び第三号の規則に係る部分を除く。)、第二章及び第九章の規定 公布の日

二 第二条(同条第二号及び第三号の規則に係る部分に限る。)、第五条(同条の規則に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第六条第一項(同項の規則に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第七条(同条の規則に係る部分に限る。)、第八条第二項(同項の規則に係る部分に限る。)、第十条第一項(同項の規則に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二十五条第二項(第五条、第六条第一項及び第十条第一項に係る部分に限る。)、第三十九条第二項(第五条第一項に係る部分に限る。)、第四十五条第二項(第十一条及び第十二条に係る部分に限る。)及び附則第五項から第九項までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成一一年規則第四二号で附則第一項第二号に掲げる規定は、平成一一年六月一五日から施行)

(この条例の適用関係)

- 2 大分県環境影響評価指導要綱(平成十年大分県告示第百二号。以下「要綱」という。)第二条第二号に規定する第二種対象事業に該当したことにより、現に要綱第四章又は第五章に定める手続を行っている事業(法第二条第三項に規定する第二種事業に該当するものにあつては、この条例の施行の際に法第四条第三項第二号の措置がとられているもの又はこの条例の施行後に同号の措置がとられるものに限る。)が第二条第二号の第一種対象事業に該当する場合におけるこの条例の適用に関しては、同号の規定にかかわらず、当該事業を、同条第三号の第二種対象事業とみなす。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、要綱の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 要綱第七条第一項に規定する第一種対象事業実施計画書であつて、同項の手続を経たもの 第六条第一項の手続を経た第一種対象事業実施計画書

二 要綱第七条第二項の知事の意見が記載された書面 第十条第一項の書面

三 要綱第十条第一項に規定する第一種対象事業準備書であつて、要綱第十一条及び第十二条の手続を経たもの 第十五条及び第十六条の手続を経た第一種対象事業準備書

四 要綱第十三条第二項に規定する住民意見書の概要を記載した書類及び当該住民意見書の写し(住民意見書の提出がなかった場合においては、その旨を記載した書面)で同項の手続を経たもの 第十八条の手続を経た同条の書類

五 要綱第十四条第一項の意見が記載された書面 第二十条第一項の書面

六 要綱第十五条第一項に規定する第一種対象事業評価書であつて、要綱第十五条第二

- 項及び第十六条の経たもの 第二十三条の経た第一種対象事業評価書
- 七 要綱第二十三条第一項に規定する第二種対象事業実施計画書であって、同項の経たもの 第二十五条第二項において準用する第六条第一項の経た第二種対象事業実施計画書
- 八 要綱第二十三条第二項において準用する要綱第七条第二項の知事の意見が記載された書面 第二十五条第二項において準用する第十条第一項の書面
- 九 要綱第二十五条第一項に規定する第二種対象事業準備書であって、同条第二項の経たもの 第二十五条第二項において準用する第十四条の経た第二種対象事業準備書
- 十 要綱第二十六条第一項の意見が記載された書面 第二十五条第二項において準用する第二十条第一項の書面
- 十一 要綱第二十七条第一項に規定する第二種対象事業評価書であって、同条第二項の経たもの 第二十五条第二項において準用する第二十三条の経た第二種対象事業評価書
- 4 対象事業であって次に掲げるもの(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第二章から第八章までの規定は適用しない。
- 一 施行日前に着手された事業
 - 二 法令又は条例の規定によりその実施に際し許認可等が必要とされる事業であって、施行日前に当該許認可等が行われたもの
 - 三 施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- 5 前項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該事業について、この条例の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 6 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行後この条例の施行前において、第五条から第十二条までの規定(第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 7 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、この条例の施行後に関係市町村長となるべき者に書面で通知するものとする。
- 8 前項の規定による届出が行われた場合において、附則第六項に規定する者が第五条から第十二条までの規定(第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、知事及びこの条例の施行後に関係市町村長となるべき者は、当該規定の例による手続を行うものとする。
- 9 前項の場合において、事業者並びに知事及びこの条例の施行後に関係市町村長となる

べき者が行った手続については、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

附 則(平成一一年条例第三二号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第三六号)抄

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一三号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第四条第二項及び第五十条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(平成二五年規則第五七号で平成二五年九月二七日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大分県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第七条、第十五条又は第二十三条(新条例第二十五条第二項及び第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る第一種対象事業実施計画書、第一種対象事業準備書又は第一種対象事業評価書若しくは第二種対象事業評価書について適用する。
- 3 新条例第七条の二及び第十六条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る第一種対象事業実施計画書又は第一種対象事業準備書について適用する。
- 4 新条例第四条の二から第四条の六までの規定は、施行日前に第一種対象事業実施計画書を公告した事業については、適用しない。
- 5 新条例第三十五条第二項の規定は、施行日以後に第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書の公告及び縦覧を行った事業者及び新条例第三十九条第一項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)について適用する。
- 6 この条例の施行後に第一種対象事業を実施しようとする者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第四条の二から第四条の七までの規定の例による新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 7 前項の規定による手続が行われた第一種対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 8 前二項の規定は、この条例の施行後に新条例第三十九条第一項の規定により新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第

一種対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たにこの条例による改正後の大分県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第二条第四号の対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であって、次に掲げるもの（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、新条例第二章から第八章までの規定は適用しない。

一 施行日前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされた事業

二 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「再生エネルギー特措法」という。）第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業（次に掲げるものを含む。）

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第二条の規定による改正前の再生エネルギー特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ロ 改正法附則第五条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ハ 改正法附則第六条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ニ 改正法附則第十五条第二項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業

3 前項の規定により新条例第二章から第八章までの規定を適用しないこととされた事業を実施しようとする者は、当該事業に係る環境の保全について適正な措置を講じるため自ら新条例の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう努めなければならない。

- 4 施行日以後新規対象事業を実施しようとする者（前項に規定する者を除く。）は、この条例の施行前において、新条例第四条の二から第十二条までの規定（新条例第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 5 前項の規定による手続が行われた新規対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 6 この条例による改正前の大分県環境影響評価条例の規定により環境影響評価その他の手続が行われた事業については、新条例の相当する規定により環境影響評価その他の手続が行われたものとみなす。

別表(第二条関係)

- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- 二 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 四 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場(第八号において「工場等」という。)の新設又は変更の事業
- 五 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て及び干拓の事業
- 六 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地の造成の事業
- 七 住宅の用に供するための土地(道路、緑地その他の公共用施設の用に供するための土地を含む。)の造成の事業
- 八 工場用地(工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であって計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。)の造成の事業
- 九 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動又はレクリエーション施設の用に供するための土地の造成の事業(次号に掲げるものを除く。)
- 十 ゴルフ場の造成の事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、これらに類する事業であって当該事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類